

損害賠償専決処分について

平成27年3月9日午前10時50分ごろ市立学校の授業中の教室において、他の児童に服を掴まれたため、振りほどこうとした児童が転倒し負傷した事件について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成18年横須賀市条例第58号）の規定により、市長は専決処分を行い、下記のとおり示談し、損害賠償を行ったので報告します。

なお、地方自治法第180条第2項の規定により次回定例議会に報告することを併せて報告します。

記

相手方	内 容
市内男性ほか1名	児童が転倒し負傷したことについて、損害賠償として、699,169円を支払った。